

広島県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年七月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

糸崎港線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
三原市糸崎七丁目五四九四番 二地先から 三原市糸崎七丁目五五四五番 一地先まで	二二・二五 一〇・九〇	六・〇四 一六・三五	延 長 （メートル） 拡幅